



【PTA会費の集金作業 ありがとうございます!】



6月4日(水)にPTA会費の集金が行われました。PTA会費につきましては、子供たちが充実した学校生活を送れるようにするため、環境整備や様々な活動の補助等で有効に活用させていただきます。詳しくは、5月に配付してあるPTA定期総会資料の令和7年度予算案でご確認ください。

今回の集金については、各学級で児童から回収したものを、PTA学年特別支援委員の皆様が預かり、図書室にて確認作業を行ってくれました。お忙しい中、集金作業に協力していただき本当にありがとうございました。

多額の現金を扱う作業なので、気を遣われたことと思いますが、丁寧に確認していただき、滞りなく集金を行うことができました。集ったお金については、PTA本部役員の方が最終確認を行い、金融機関へ預け入れを行いました。

これからも協力をお願いする場面が度々あると思いますが、温かいお力添えをいただけたら幸いです。引き続き、本校の教育活動へのご理解とご協力をお願いします。



【交通安全教室へのご協力 ありがとうございます!】



6月5日(木)、2校時に1年生、3校時に4年生の交通安全教室が実施されました。実施にあたり警察署員の方が1名、交通指導員の方が3名来校し、児童の指導にあたってくれました。また、PTAの本部役員、地域安全委員、1学年委員の皆様も多数来校して、児童の活動の補助に入ってくださいました。お忙しい中、ご協力いただき本当にありがとうございました。お陰様で、安全かつスムーズに交通安全教室を進めることができました。



1年生はクラスごとに校外に出て、安全な道路の歩き方、信号や横断歩道での道路の渡り方を学習しました。登下校にもだいぶ慣れてきたとはいえ、まだまだ心配な面がたくさんあります。参加した保護者の皆様は、注意が必要なポイントに立ったり、児童と一緒に歩いたりしながら、子供たちに声をかけてくれました。警察署員、交通指導員の方の指導をいただきながら、無事学校まで戻ってくることができました。今日の体験を忘れることなく、たとえ一人であったとしても、安全な歩行や道路の横断ができるようになってほしいと思っています。

4年生は体育館にて、警察署員の方の交通講話と交通安全に関するDVD視聴を行いました。交通講話の中では、自転車の点検のしかたや安全な乗り方などについて、わかりやすく教えていただきました。DVD視聴では、クイズ形式で自転車の交通ルールや安全確認のしかたなどを学ぶことができました。自転車は、道路交通法では「軽車両」と位置づけられています。つまり、車やバイクの仲間です。ですから、自転車に乗るときは、車道通行が原則、車両用の信号に従い車道の左端を通行します。ただし13歳未満の子供については、歩道を通ることができることになっています。自転車に乗るようになると交通事故のリスクが高くなり、歩行者に対する加害事故のケースも出てきます。ご家庭でも、自転車に乗るときのルールやマナーをもう一度確認していただき、お子さんへの指導を繰り返し行っていただけるとありがたいです。



交通事故、特に車との事故は、命を失ってしまったり、重大なケガを負い一生苦しむことになってしまったりする危険性が高いものです。未来ある子供たちに、絶対にそのようなことがあってはいけません。学校でも指導を継続していきますが、事故をなくすには保護者や地域の皆様の見守りやご指導が必要不可欠です。子供たちの安全のために、引き続きご協力をお願いします。

